

平成27年7月28日

平成27年度独立行政法人福祉医療機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成27年度独立行政法人福祉医療機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（１）機構における平成26年度の契約状況は、表１のようになっており、契約件数は62件、契約金額は30.0億円である。また、競争性のある契約は55件（88.7%）、26.1億円（87.2%）、競争性のない契約は7件（11.3%）、3.9億円（12.8%）となっている。

平成25年度と比較して、競争性のない契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている（件数は75.0%の増、金額は1,815.5%の増）が、主な要因としては事務所賃貸借契約の更新によるものである。

また、競争性のある契約の件数・金額が増加しているが、主な要因としては5年間の複数年契約としている情報システム関連の契約（年金担保資金貸付システムのホスティングと運用保守業務、年金住宅融資業務回収処理システムのホスティングと運用保守業務）が契約期間満了に伴い再調達の時期を迎えたことや人材派遣業務に係る契約等の増加によるものである。

表１ 平成26年度の調達全体像

（単位：件、億円）

	平成25年度		平成26年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(81.6%) 31	(85.6%) 5.4	(83.9%) 52	(86.9%) 26.0	(67.7%) 21	(385.8%) 20.7
企画競争・公募	(7.9%) 3	(11.2%) 0.7	(4.8%) 3	(0.3%) 0.1	(0.0%) 0	(△86.3%) △ 0.6
競争性のある契約（小計）	(89.5%) 34	(96.8%) 6.1	(88.7%) 55	(87.2%) 26.1	(61.8%) 21	(331.2%) 20.1
競争性のない随意契約	(10.5%) 4	(3.2%) 0.2	(11.3%) 7	(12.8%) 3.9	(75.0%) 3	(1815.5%) 3.6
合計	(100.0%) 38	(100.0%) 6.3	(100.0%) 62	(100.0%) 30.0	(63.2%) 24	(378.9%) 23.7

（注1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注2） 比較増△減の（ ）書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

(2) 機構における平成26年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、契約件数は13件(23.6%)、契約金額は22.9億円(87.8%)である。

前年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数・金額ともに大きくなっている(件数は30.0%の増、金額は941.4%の増)が、主な要因としては5年間の複数年契約としている情報システム関連の契約(年金担保資金貸付システムのホスティングと運用保守業務(6.9億円)、年金住宅融資業務回収処理システムのホスティングと運用保守業務(13.9億円))が一者応札となったことによるものである。

表2 平成26年度の一者応札・応募状況

(単位：件、億円)

		平成25年度	平成26年度	比較増△減
2者以上	件数	24 (70.6%)	42 (76.4%)	18 (75.0%)
	金額	3.9 (63.7%)	3.2 (12.2%)	△ 0.7 (△17.1%)
1者以下	件数	10 (29.4%)	13 (23.6%)	3 (30.0%)
	金額	2.2 (36.3%)	22.9 (87.8%)	20.7 (941.4%)
合 計	件数	34 (100.0%)	55 (100.0%)	21 (61.8%)
	金額	6.1 (100.0%)	26.1 (100.0%)	20.1 (431.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成26年度の対25年度伸率である。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、平成27年度においては、以下の項目について重点的に調達等の合理化に取り組むこととする。

(1) 競争性のない随意契約に対する取組

競争性のない随意契約については、これまで「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき策定した随意契約等見直し計画を着実に実施し、真にやむを得ないものを除き、競争性のある契約方式への移行を進めてきたところである。

また、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」(平成26年10月1日総務省行政管理局長)を受け、平成27年3月に独立行政法人福祉医療機構会計規程及び同施行細則(以下「会計規程等」という。)を改正し、随意契約によることができる事由を明確化しているところである。

平成27年度においては、引き続き競争性のない随意契約によらざるを得ない案件及び新たに随意契約を締結することとなる案件について、会計規程等における「随意契約によることができる事由」に該当している明確な理由の確認を徹底し、公正性、透明性を確保する。

【調達等合理化推進委員会における事前点検の件数等】

(2) 一者応札・応募に対する取組

一者応札・応募の解消については、平成21年7月に「1者応札・1者応募に係る改善方策について」を策定し、応札条件や仕様内容、公告期間の見直し等を行い、競争への参加者が複数となるよう改善に取り組んできたところである。

平成27年度においては、これらの改善方策に引き続き取り組むほか、応札者等の拡大を図るため、次の取組を実施する。

- ① より多くの事業者が準備期間を十分に確保できるよう当年度に調達を予定する案件を機構ホームページで公表する。

【発注予定表のホームページ掲載・更新回数等】

- ② 入札説明書は受領したものの入札への参加を辞退した事業者に対し、メールもしくは電話でのアンケート調査を引き続き実施するとともに、当該アンケートの結果については、調達スケジュールの設定や仕様書の作成等に係る留意事項として機構内の関係各部署に周知する。

【アンケートの実施及び機構内の各部署への結果の周知に係る回数等】

(3) 総合評価落札方式の効果的な活用

情報システム関連等の技術的要素の評価を行うことが重要であるものについては、可能な限り総合評価落札方式を採用し、価格のみならず品質の確保に努める。

当該方式による場合は、事前に機構内に設置された調達等合理化推進委員会において、当該方式の採用の理由、技術的要件及び評価の基準等について点検を受けることとする。

【総合評価落札方式の実施回数等】

(4) 障害者優先調達推進法への取組等

「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づいた調達を行うほか、官公需法に基づく中小企業の受注機会への配慮、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」等に基づいた調達を引き続き行う。

【障害者就労施設等からの調達件数・金額】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

(1) 随意契約に関する内部統制

新たな競争性のない随意契約を締結することとなる案件については、事前に機構内に設置された調達等合理化推進委員会（委員長は経理部担当理事）に諮り、会計規程等における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から点検を受けることとする。

【調達等合理化推進委員会における事前点検の件数等】

(2) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

適正な調達事務に資するため、調達に関わる職員を対象とした研修を実施し人材の育成に努めるとともに、調達手続きに関する内部マニュアルの整備を進めるなど不祥事の発生の未然防止に取り組む。

なお、不祥事が発生した場合は、独立行政法人福祉医療機構事務リスク等管理規程に基づき、機構内に設置されたガバナンス委員会に報告のうえ、是正措置及び再発防止のための必要な対策を講じる。

【調達担当職員を対象とした研修実績及び内部マニュアルの整備】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理部担当理事を委員長とする調達等合理化推進委員会により調達等合理化に取り組むものとする。

委員長 経理部担当理事

メンバー 総務企画部長、経理部長

総務企画部企画室長、総務企画部情報システム室長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準（新規の競争性のない随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など）に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。